

一般廃棄物の処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により、令和6年度一般廃棄物の処理実施計画を次のとおり定めたので、釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成17年釧路市条例132号、以下「条例」という。）第9条に基づき告示する。

令和6年4月1日

釧路市長 蝦名 大也

令和6年度釧路市一般廃棄物処理実施計画

I 一般廃棄物処理の基本的事項

1 処理区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域とする。

2 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 人口

本計画の対象人口は、156,518人（推計値）とする。

4 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物（ごみ、し尿、浄化槽汚泥等）は、市内で発生する一般廃棄物で、一般家庭の日常生活から発生する「家庭系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

ただし、条例の規定により、排出を禁止し、又は適正な処理が困難とした廃棄物は除くものとする。

II ごみ処理実施計画

1 処理計画量

(1) 計画収集

(単位：トン／年)

収集主体		計画収集量	内訳	計画処理量
釧路市	直営	506	可燃ごみ	377
			不燃ごみ	23
			粗大ごみ	50
			資源物	56
	委託	35,541	可燃ごみ	24,332
			不燃ごみ	1,419
			粗大ごみ	322
			資源物	9,436
		計		36,047

(2) 自己搬入

(単位：トン／年)

排出主体		計画搬入量	内訳	計画処理量
釧路市	家庭系	7,657	可燃ごみ	2,435
			不燃ごみ	708
			粗大ごみ	1,372
			資源物	3,142
	事業系	21,352	可燃ごみ	19,140
			不燃ごみ	44
			粗大ごみ	352
			資源物	1,816
		計		29,009
他町村	1,050	不燃ごみ 粗大ごみ	1,050	

※他町村は、釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の合計値。

(3) 計画量合計

(単位：トン／年)

釧路市	65,056
釧路町	351
厚岸町	214
弟子屈町	244
鶴居村	41
白糠町	200

2 一般廃棄物の排出抑制等のごみ減量化の方策

(1) 普及啓発の充実

項目	概要
出前講座等の開催	町内会、各種団体・サークル、事業所、学校、PTAなどを対象に、ごみ減量化・再資源化等に関する講習会や懇談会を開催する（出前講座、生ごみ減量講習会等）。
広報くしろでの広報活動	生ごみの減量化、ごみの分別、集団回収の利用促進など、広報紙による啓発を行う。
廃棄物処理施設等の見学会	ごみ処理の現状を広く市民に周知することを目的に、釧路市資源リサイクルセンター等の施設見学を実施する。
ホームページ・SNS等での広報活動	ごみの分別、減量、リサイクルを中心とした電子媒体での啓発、情報提供を行う。
「環境ニュース」の作成・発行	ごみ減量化・再資源化の市民啓発を図るため、定期的に廃棄物に関する情報誌を作成・配布し、啓発を行う。
ポイ捨て防止街頭啓発	ごみのポイ捨て防止とごみ減量をPRするため、市内のスーパーマーケットでの街頭啓発を行う。

(2) 学習機会の提供・充実

項目	概要
学校教育との連携	教育関係部局と連携のもと学校での出前講座や施設見学会を開催する。
出前講座等の開催	町内会、各種団体・サークル、事業所、学校、PTAなどを対象に、ごみ減量化・再資源化等に関する講習会や懇談会を開催する（出前講座、生ごみ減量講習会等）。

(3) 環境イベントの開催

項目	概要
環境月間パネル展	環境月間にあわせ、市民の環境に対する認識を深めるとともに、自発的な行動を促進する。

(4) 環境美化の推進

項目	概要
釧路市クリーンパートナー制度	市内の公共の空間に一定区域を定め、清掃活動を行うことにより、ごみの散乱地域の解消、ポイ捨て行為の抑止効果、市民の美化意識の高揚を図り、市民と市が協働して散乱ごみのない清潔できれいな街づくりを推進する。
くしろクリーン作戦（春・秋のまちをきれいにする市民総ぐるみ運動）（自主清掃）	春・秋に実施するまちをきれいにする市民総ぐるみ運動の実施に合わせ、連合町内会未加入町内会等への実施を要請する。
春採公園クリーン作戦	市民の憩いの場として親しまれている春採公園の清掃活動を実施し、自然保護や環境保全活動への意識啓発を図る。
ごみゼロキャンペーン集まれ！ごみひろい隊会	市内中心部などごみが散乱している区域における、市民及び市民団体等のボランティアによる清掃活動を実施する。
「市民みんなできれいなまちに」ポスターコンクール	清掃意識の向上を図るため、小学校及び義務教育学校の3・4年生を対象に実施する。

(5) ごみの減量・資源化の推進

項目	概要
生ごみ堆肥化容器並びに電気生ごみ処理機購入費の助成	家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化による再資源化の促進を図るため、購入者に対し購入費の一部を助成する。
リサイクル情報バンク	再利用の促進を図るため、家庭で不用となった家具等について市が情報提供の窓口となり、必要とする人へ紹介し、再利用（リユース）を推進する。
市民工房の開放	市民自ら再利用の可能な大型不用品の修理等を行えるよう、専門的な工具等を備えた市民工房（釧路市資源リサイクルセンターに併設）を開放する。
集団資源回収奨励金交付制度	町内会・老人クラブ・PTAなどの団体が、集団で回収する新聞紙・段ボール・雑誌・紙パックを対象に、回収量1kgにつき2円の奨励金を交付し、地域での資源回収の取り組みを促進する。
中間処理施設からの鉄類等の回収	粗大ごみ処理センターにおいて、家庭から排出される不燃ごみ、粗大ごみに含まれる鉄類を回収・売却し、リサイクルする。

使用済小型家電の回収・リサイクル	市役所本庁、各行政センター等に回収ボックスを設置し、家庭で不要になった使用済小型家電の無料回収を行う。回収した使用済小型家電は、貴金属やレアメタル等の資源を有効活用するため、再資源化事業者へ引き渡し、リサイクルする。
食品ロスの削減	関係団体との連携により、フードドライブや啓発活動を実施し、ごみの減量化を促進する。

(6) ごみの適正分別・適正排出の推進

項目	概要
分別収集推進協力員制度	ごみの分別、資源ステーションに関する市との連絡調整及び資源回収の促進、協力など地域と連携しながら自主的な活動を実施する。
不法投棄等防止監視業務	不法投棄の多発地点の昼間パトロール、啓発活動、適正処理指導、収集等を行い、夜間は不法投棄監視パトロールを行う。また必要に応じて監視カメラの設置も行い、不法投棄抑制に努める。
ごみ集積場における違反ごみ対策	ごみ集積場の巡視を通じて、ごみ出しルールが守られる環境を整える。特にごみ出しルールが徹底されない集積場においては、重点的な巡視、指導を行う。
資源物の持ち去り行為に係る巡視及び指導	資源ステーションからの資源物の持ち去り行為を防止するため、定期的にパトロールを行い、当該行為を発見した場合は、行為者に対して中止指導を行う。
適正処理の周知及び分別排出指導	事業者や収集運搬業者に対し、ごみの適正処理について周知するとともに、展開検査等を通じて不適正排出を確認した場合は、分別排出指導を行う。
ふれあい収集	市内在住の方で、自らごみを所定の場所まで排出することが困難な世帯を対象に、声かけを行いながら、戸別収集を行うことにより、ごみの適正な排出環境を確保する。

3 一般廃棄物の種類、排出、収集方法等

(1) 家庭系廃棄物：一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物

ア 種類及び分別の区分

区分	種類	処理手数料
可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製品、吸殻、リサイクルできない紙、衣類（綿100%製品以外）、石炭灰、ゴム製品、革製品、刈草、木の枝、落ち葉など	有料 ※刈草、木の枝、落ち葉は無料
不燃ごみ	ガラス・陶器類、油・薬品などのびん類、金属製品、小型家電製品類など	有料

有害ごみ	水銀体温計、乾電池、蛍光管類、スプレー缶等、ライター	無料
粗大ごみ	食卓セット、ソファ、ベッド、畳、タンス、自転車、網戸、椅子、エレクトーン、鏡台、こたつ、ステレオなど	有料
資源物	新聞紙・チラシ類、雑誌、紙パック類、段ボール、白色トレイ類、ペットボトル、あき缶類、びん類、雑がみ、衣類・布類（綿100%）、プラスチック製容器包装（色付トレイ、豆腐の容器、洗剤のボトル、発泡スチロール、卵のケース、弁当がら、ペットボトルのキャップなど）	無料
一時多量ごみ	引越しごみなど	有料

イ 排出及び収集方法

分別	収集回数	排出方法	排出時間
可燃ごみ	週2回（一部週1回）	各戸又は各ごみステーションへ条例第11条に規定する指定ごみ袋に入れて排出	・ 釧路地域は収集日の午前9時まで に排出
不燃ごみ	月2回		
有害ごみ	月2回 （阿寒地域は週1回）	各戸又は各ごみステーションへ透明又は半透明の袋に入れて排出	・ 阿寒地域は午前8時まで に排出 ・ 音別地域は午前8時半 までに排出
粗大ごみ	申込制	条例第11条に規定するごみ処理券を排出する粗大ごみに貼り、申込時に指定された場所へ排出	
資源物	釧路地域 週1回	資源物ステーションへ排出	
	阿寒地域 週1回	ごみステーションへ排出	
	音別地域 月2回		
一時多量ごみ	分別排出の上、排出者自らが処理施設へ搬入するか、一般廃棄物処理業者・許可業者により、処理施設へ搬入する。		

(2) 事業系一般廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物
（特別管理一般廃棄物は除く）

ア 種類及び分別の区分

区分	種類	処理手数料
可燃ごみ	① 事業所等から出る紙くず、調理くず、吸殻、茶殻、紙コップ、カーボン紙、感熱紙など ② 従業員等が食べた後に不用となった弁当がらや飲み物のふたなどで汚れが落ちないもの ③ 刈草、木の枝、落ち葉	有料

不燃ごみ			有料
資源物	缶、びん、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装	従業員等が飲食した際に排出されるものに限る。	無料 (自ら搬入する場合に限る。)
	新聞紙・雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみ	電話帳、家電製品の箱、牛乳・酒などの紙パック、ポスター、はがき、封筒、名刺、コピー用紙など	

イ 排出及び収集方法

分別	排出・収集方法
可燃ごみ・不燃ごみ・資源物	分別排出の上、排出者自らが処理施設へ搬入するか、一般廃棄物処理業者(許可業者)により、処理施設へ搬入する。

4 条例第13条及び同施行規則第8条で規定する排出禁止物

区分	品目例	排出方法等
① 有害性のある物(乾電池、蛍光管及び水銀計を除く。)	工業薬品(塩酸・硫酸・硝酸等)、農薬、バッテリー、印刷インク等	販売店、専門処理業者等で適正処理
② 感染性のある物	注射針等	
③ 危険性のある物	ガスボンベ類(プロパンガス・アセチレンガス・酸素・水素)、火薬等	
④ 引火性のある物	石油類(ガソリン・軽油・灯油・シンナー・ベンジン・塗料・エンジンオイル・ブレーキオイル等)、自動車用燃料添加剤	
⑤ 著しく悪臭を発する物	現像液等	
⑥ 特別管理一般廃棄物	法第2条第3項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条各号で定めるもの PCB使用(廃エアコン、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ)、ばいじん、感染性廃棄物	専門処理業者等で適正処理 PCBは適正保管

<p>⑦ 特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号) 第2条第4項に規定する特 定家庭用機器</p>	<p>テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯 機・衣類乾燥機、エアコン</p>	<p>小売店、販売店等で回収し、製 造メーカーで資源を回収</p>
<p>⑧ パーソナルコンピュータ (その表示装置であってブ ラウン管式又は液晶式のも のを含む。)</p>	<p>デスクトップパソコン本体、 ノートパソコン、ブラウン管 式ディスプレイ、液晶ディス プレイ等</p>	<p>① (社)電子情報技術産業協会 (J E I T A) 参加メーカ ーのパソコンは、メーカ ーの自主回収ルートで回収 ② 上記以外の回収するルート 等が存在しないパソコン は、一般社団法人パソコン 3 R 推進協会で回収</p>
<p>⑨ 廃棄物の処理(収集、運搬及 び処分)を著しく困難にし、 又は市の処理施設等の機能 に支障が生じる物</p>	<p>自動車、消火器、耐火金庫、タ イヤ、オートバイ、原動機付自 転車、ピアノ、FRP船等</p>	<p>販売店、専門処理業者等で適正 処理</p>

5 処理主体

(1) 家庭系一般廃棄物

区分		収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ		市（直営及び委託）	広域連合	焼却	市（委託）	埋立
不燃ごみ		市（直営及び委託）	市（委託）	選別	市（委託）	埋立
有害ごみ		市（委託）	民間	資源化	-	-
粗大ごみ		市（直営及び委託）	市（委託）	選別	市（委託）	埋立
資源物	紙類、缶類、びん類、布類、白色トレイ、ペットボトル	市（直営及び委託）	市（委託）	資源化	-	-
	プラスチック製容器包装	市（直営及び委託）	民間	資源化	-	-

※広域連合とは、釧路広域連合清掃工場をいう。

(2) 事業系一般廃棄物

区分		収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ		許可業者	広域連合 民間	焼却 破碎	市（委託）	埋立
不燃ごみ		許可業者	市（委託）	選別	市（委託）	埋立
資源物	下記以外	許可業者	市（委託）	資源化	—	—
	プラスチック製容器包装	許可業者	民間	資源化	—	—

※事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とするが、自ら処理できない場合には、許可業者に委託し、処理を行う。

6 処理施設、受入時間及び受入休業日

(1) 中間処理施設

施設名	釧路市資源リサイクルセンター
所在地	釧路市鳥取南7丁目1番2号
処理対象物	缶類、びん類、紙類、布類、ペットボトル、白色トレイ
処理能力	缶(1~2トン/h)、びん(3~4トン/h)、ペットボトル(2.5トン/日)
受入時間等	月~金曜日 午前9時から午後5時まで 土・日曜日 午前9時から午後4時まで 休業日：12月31日から1月3日まで

施設名	音別町リサイクルセンター
所在地	釧路市音別町海光1丁目31番地
処理対象物	缶類、びん類、紙類、布類、ペットボトル、白色トレイ
処理能力	缶(0.5トン/h)、ペットボトル(0.07~0.1トン/h)、白色トレイ(0.02トン/h)
受入時間等	火~木曜日 午前9時から午後4時まで 休業日：金~月曜日、第5週及び12月31日から1月3日まで

施設名	ネイチャーテック釧路
所在地	釧路市星が浦南6丁目6番13号
処理対象物	プラスチック製容器包装
処理能力	プラスチック製容器包装64.8トン/日

施設名	粗大ごみ処理センター
所在地	釧路市高山4番地1
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ
受入時間等	月~土曜日 午前9時から午後4時30分まで 日曜及び12月31日 午前9時から午後0時30分まで 休業日：1月1日から1月3日まで

施設名	釧路広域連合清掃工場
所在地	釧路市高山30番地1
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣、動物性残渣
処理能力	240トン/日（120トン/24h×2炉）
受入時間等	月～土曜日 午前9時から午後4時30分まで 日曜及び12月31日 午前9時から午後0時30分まで 休業日：1月1日から1月3日まで

(2) 最終処分場

施設名	釧路市ごみ最終処分場
所在地	釧路市高山17番地1、29番地1
計画埋立量	233, 307 m ²
汚水処理能力	170 m ³ /日
埋立対象物	焼却残渣・不適物、不燃性残渣、直接埋立（不燃）、直接埋立（汚泥）

施設名	阿寒町一般廃棄物最終処分場
所在地	釧路市阿寒町東栄33番地6
計画埋立量	47, 000 m ²
汚水処理能力	45 m ³ /日
埋立対象物	直接埋立（不燃）、直接埋立（汚泥）
受入時間等	月～土曜日、毎月最終日曜日（ただし、12月31日が日曜日の場合は、前週の日曜日）午前9時から午後4時30分まで 休業日：上記以外の日曜日及び12月31日から1月3日まで

施設名	音別町一般廃棄物最終処分場
所在地	釧路市音別町尺別31番地1
計画埋立量	10,000m ²
汚水処理能力	10m ³ /日
埋立対象物	直接埋立（不燃）、直接埋立（汚泥）
受入時間等	水曜日 午前9時から午後4時まで 休業日：水曜日以外及び12月31日から1月3日まで

7 その他

項目	概要
釧路市廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議する。
釧路市廃自動車認定等委員会	釧路市自動車放置防止条例に基づき、廃自動車認定基準等、放置自動車対策に関する事項を審議する。
釧路市マチをきれいにする推進協議会	清掃思想の啓発や清掃運動の実践を通じて、環境の美化に寄与する。

III 生活排水処理実施計画

1 し尿及び浄化槽汚泥等

(1) 処理計画量 (単位：kl/年 (浄化槽汚泥等は1kgを1ℓに換算))

区分	計画搬入量	内訳	計画処理量
し尿	13,564.9	釧路市	5,056.8
		白糠町・釧路町・鶴居村	8,508.1
浄化槽汚泥等	5,234.9	釧路市	1,887.7
		白糠町・釧路町・鶴居村	3,347.2
計			18,799.8

(2) 種類及び収集形態

ア し尿：委託業者が戸別収集（計画収集もしくは申し込みによる随時収集）により収集し、処理施設に搬入

イ 浄化槽汚泥等：一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥等の収集・運搬）の許可業者が収集し、処理施設に搬入

(3) し尿及び浄化槽汚泥等処理施設

施設名	所在地	処理能力等
大楽毛下水終末処理場	星が浦南6丁目9番	し尿等下水道受入施設 処理能力 80.4kl/日